

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年3月28日

【発行者の名称】

株式会社エスアイイー
(SIE Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 藤 正幸

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田松永町18ビオレ秋葉原ビル3F

【電話番号】

03-6206-8414

【事務連絡者氏名】

取締役 藤井 聖士

【担当 J - A d v i s e r の名称】

宝印刷株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エスアイイー
<https://sie.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	4,685,130	5,323,240	5,927,685
経常利益 (千円)	255,231	174,032	218,658
当期純利益 (千円)	183,421	114,788	153,295
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	3,000,000	3,000,000	3,000,000
純資産額 (千円)	403,451	518,240	521,535
総資産額 (千円)	1,642,441	1,664,229	2,217,229
1株当たり純資産額 (円)	134.42	172.69	173.79
1株当たり配当額 (円)	-	50	55
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.14	38.26	51.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	45.18
自己資本比率 (%)	24.6	31.1	23.5
自己資本利益率 (%)	58.8	24.9	29.5
株価収益率 (倍)	-	-	13.3
配当性向 (%)	-	130.7	107.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	329,021	44,973	228,983
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,471	△49,358	△272,256
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,624	△53,936	216,064
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	815,775	757,454	930,245
従業員数 (名)	938	1,053	1,187

- (注) 1. 第19期及び第20期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
2. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 第20期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第21期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりますが、第19期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
5. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
7. 第20期の1株当たり配当額は、20周年記念配当であり、第21期の1株当たり配当額は、1株当たり55円（うち上場記念配当20円）であります。

2【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概 要
2004年 6 月	東京都中央区に有限会社エスアイイーを設立
2004年 6 月	IT スクール「セキュアネットワークアカデミー」(現システムアーキテクチャナレッジ) の運営開始 システム受託開発サービスを開始
2006年 6 月	本社を東京都千代田区へ移転
2006年 9 月	株式会社エスアイイーに組織変更
2008年 7 月	人材派遣サービスを開始
2009年 8 月	人材紹介サービスを開始
2010年 6 月	本社を東京都千代田区内で移転 ITスクール「秋葉原校」を開校
2012年 8 月	メディアサービスを開始
2014年 7 月	ITスクール「新宿校」を開校
2015年 7 月	セキュリティサービスを開始
2015年11月	IT技術者のTECHブログ「TECH PROJIN (テックプロジン)」の運営開始
2019年 2 月	台東オフィスを設置
2019年 3 月	ゲーム企画・開発サービスを開始
2023年10月	IT技術者育成に特化した定額制のオンライン学習サービス「BOOKNS」リリース
2023年10月	企業内教育支援ツール「BOOKNS FRAME」リリース
2024年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「IT 教育で人と社会に貢献する」を企業理念とし、「顧客（企業）には、一定の品質・スキルを持った人材サービスやコンテンツサービスを提供する」、「顧客（個人）には、未経験者でも IT 技術者になれる教育を提供する」、「社員には、最新 IT 技術や上位 IT 資格の習得などスキルアップの教育の提供で長く働ける環境を提供する」を実現するため、「IT スクール事業」、「人材ソリューション事業」、「コンテンツソリューション事業」の3つの事業を展開しております。

当社は、コアコンピタンスである教育工学（※）を追求した IT 教育を軸に置き、顧客（個人）に対して IT 教育の提供と、IT 技術者を必要とする顧客（企業）に対して、IT 人材によるサービスを提供するプラットフォームとして事業を展開しております。

当社の手掛ける IT スクール「システムアーキテクチャナレッジ」では、教育の要となる講師を「コンテンツソリューション事業」において最新の情報技術及びトレンドをリアルタイムで習得している現役の IT 技術者が務め、経験の有無やスキルステージに合わせた IT 人材の育成を行っております。IT 業界は慢性的な人材不足に陥っており、今後も需要の拡大が見込まれるなか、IT スクールでは未経験者を育成することにより、新たな IT 人材を輩出することが可能と考えています。

また他社では未経験者よりも経験者を採用する傾向にありますが、当社は IT スクールを持つことで、自社で育成を行う体制が確保されていることから、経験の有無に関わらず正社員として採用することができ、IT 人材として早期に育成して、顧客（企業）にサービス提供することが可能です。

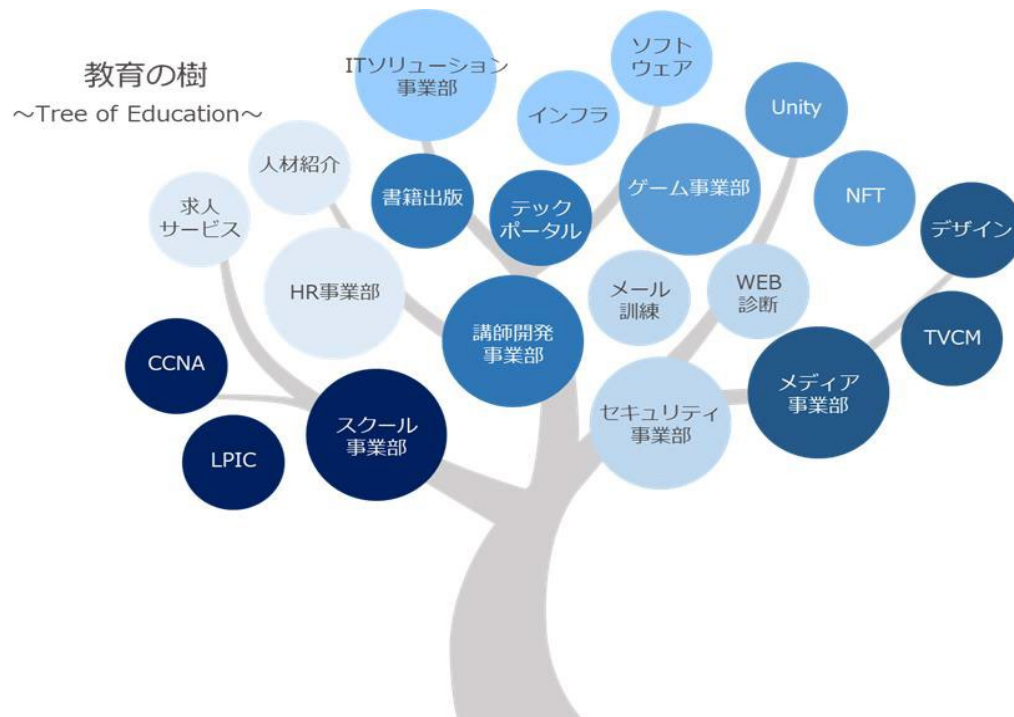
このように、当社のビジネスモデルは、顧客（個人）には「IT スクール事業」を通じて IT 教育を提供し、顧客（企業）には「IT スクール事業」において教育した IT 人材を活用する「人材ソリューション事業」の枠組みの中でサービス提供しております。「コンテンツソリューション事業」を通じて習得した最新の IT スキルを活用した、高度な IT 教育が事業運営のベースとなっており、事業間のシナジーが強いビジネスモデルとなっております。以上から、当社において売上の約9割を「人材ソリューション事業」が占めておりますが、「人材ソリューション事業」は、「IT スクール事業」と「コンテンツソリューション事業」による当社の「IT 人材育成力」がビジネス全般を支えているものと考えております。

なお、当社のビジネスモデルは、以下の通りです。



※教育工学：教育改善のために実践的に貢献する学際分野であること、教育成果を上げる技術・工夫を体系化していくことを目的とした学問のことです。（日本教育工学会 2000 年）

当社事業展開「教育の樹」



(1) IT スクール事業

IT 分野に特化したスクール「システムアーキテクチャナレッジ」を秋葉原校と新宿校を拠点とし、運営しております。「システムアーキテクチャナレッジ」では、**Open the door to Change your Life.**

（人生を変える扉を開こう）をスローガンに IT 未経験者を中心に個人向けサービスとして、IT 分野の資格取得から企業への就転職サポートを行っており、法人向けサービスとして、新入社員、中途社員、既存社員それぞれのスキル水準に対応した法人研修サービスを実施しております。

技術革新のスピードが速く、何かと学ぶことが多いのが IT 技術であることから、いかに効率的な学習ができるかを、当校では常に模索しています。その答えの一つが、当校が独自に開発したハイブリッドトレーニングシステム「BOOKNS」(ブックネス)です。

通常のライブ講義に加え、過去の講義の板書を収録したビデオオンデマンドシステムを予習・復習に取り入れることで、質の高い学びを繰り返し行うことができます。

限られた学習時間の中で効率的な学びが求められる社会人や学生の方に、評価いただいている学習メソッドです。

(個人向けサービス)

顧客（個人）に向け、IT 分野の資格取得から企業への就転職サポートを行っております。

資格取得に関しては、IT 分野の知見がない初心者からスキルアップを目的とした経験者まで、幅広い受講生に対応するために多種多様な講座を提供しております。各分野の講座は現役の IT 技術者が講師を務めるため、最新の技術・業界動向に基づいた内容を提供しております。

また、企業への就転職サポートに関しては、資格取得への付加サービスではなく、就転職までを学習の目標として、「人材ソリューション事業」のエージェントチームにより履歴書の作成指導や面接対策、求人紹介といった一連のサポートを高い精度で希望する全受講生に提供しております。

(法人向けサービス)

顧客（企業）の新入社員、中途社員、既存社員それぞれに対応した法人研修サービスを実施しております。研修については、技術分野や実施形態の要望に応えるため、短期集中型やプロジェクト体験型、夜間・休日実施などに対応した「カスタマイズ研修サービス」と、より研修コストを削減したいという顧客ニーズに応えるために、1人からでも研修可能な「合同研修サービス」を提供しております。個人向けサービス同様、これらの研修では講師である現役 IT 技術者により、最新の技術・業界動向に基づいた内容を提供しております。

(2) 人材ソリューション事業

IT 分野に特化した技術者の SES（注）・請負・人材派遣を行っております。顧客のニーズに合った即戦力となる IT 人材をアサインすることで顧客が抱える人材不足を解消致します。また、IT 分野に特化した人材紹介サービスを行っております。顧客が求めるスキルや人物像を丁寧にヒアリングすることで、採用のミスマッチを削減することが可能となります。

（注）SES（System Engineering Service）とは、システムやソフトウェアの開発・運用などで行われる委託契約の一種で、対象物の完成などを目的とせず特定の業務への技術者の労働の提供を行う契約のことであります。

(IT ソリューションサービス)

国内 IT 業界においては、即戦力となる人材は慢性的に不足している状況であり、画一的な採用だけでは技術人材の安定的な確保は困難な状況です。当社では、IT 未経験者を正社員として採用し、当社 IT スクールにて IT の基礎教育を行ってうえで、業界動向にあった最新の IT 技術をカリキュラムに加えることにより顧客のニーズに合ったスキルを有する IT 技術者の育成が可能となっております。契約先は、大手 SI 会社が多く、ネットワークやサーバは様々な業界や企業で利用されているため、エンドユーザーの業界は多岐に渡ります。なお、当社の技術者が提供可能なサービス内容は多岐に渡りますが、主なサービス内容はネットワーク設計・構築／サーバ設計・構築／検証・評価／保守・運用等／監視／ヘルプデスクがあります。当サービスは、人材ソリューション事業の大部分を占める当社の主力事業となっております。

(人材紹介サービス)

人材紹介サービスでは、優秀な人材をリーズナブルに採用したいという顧客（企業）ニーズに応えるため、完全成功報酬型を採用しております。顧客（企業）は初期費用を削減できることから、安心して採用計画を立てることができます。

また当社は、転職サイト「転職求人@PRO 人」や IT スクール「システムアーキテクチュアナレッジ」などの多彩な自社サービスを駆使して転職希望者を集めることができるため、エントリー層からハイエンド層まで幅広い人材の紹介が可能です。

(3) コンテンツソリューション事業

各種コンテンツ制作やセキュリティ関連サービスの提供、システムの受託開発等を行っております。学習トレーニングシステムである「BOOKNS」、「BOOKNS FRAME」の開発、ゲーム企画・制作、Web サイトや情報システムなどの脆弱性診断やシステム開発・運営など、新技術が扱われる分野に広く事業を展開しております。これらの業務によって習得した新技術等をもとに学習用テキストを制作し、当社 IT スクールでの新規講座を開設するなど社内外へ IT 教育のブラッシュアップを行っております。

① BOOKNS



開講 20 年以上の実績を誇るシステムアーキテクチャナレッジでのノウハウを活かし、IT 技術者の育成に特化したオンライン学習サービス「BOOKNS」を自社で企画、開発、運用を行っております。システムアーキテクチャナレッジの講師が作成した最新の IT 技術を盛り込んだオリジナルテキストに加え、コーチングやリモートラボ機能などを兼ね揃え実戦で役立つ学びを提供しております。

② BOOKNS FRAME



当社のオンライン学習サービスである「BOOKNS」の枠組みを活用し、各企業独自の資料や文章などから自動で e ラーニング化が可能となるサービスです。「BOOKNS FRAME」は独自の動画作成機能や抄管理機能、AI による自動問題作成機能が備わっており、誰でも簡単に社内勉強会、研修、業務文書などを教育コンテンツ化することが可能となり、社内業務ノウハウの再活用やリスクリングなどの教育をスムーズに行う手助けをし、企業の学びをサポートしております。

③ ゲーム企画、開発サービス

当社は、スマートフォンアプリゲームや PC ゲームの企画、開発及びプロデュースを行っております。

ゲーム開発会社に対し、プロデュース、ゲームの受託開発やプロモーションサポートなどを手掛けております。

④ セキュリティサービス

当社は、WEB システムへの不正アクセス等の対策として、セキュリティシステムの脆弱性診断サービスを提供しております。また、セキュリティ技術者派遣やセキュリティ教育研修も実施しております。

(a)脆弱性診断

IT システムの脆弱性を洗い出してそのリスクを評価することで、IT システムベンダーとその顧客等にふりかかる脅威に対抗する適切かつ効果的な解決策を検討・選択するためのサービスを提供しております。当社は、IT システムの開発・保守運用、及びセキュリティ関連業務の経験やノウハウを持った専門家チームが問題解決することで顧客の課題や IT システムの特性を踏まえてスピーディな対応が可能となります。

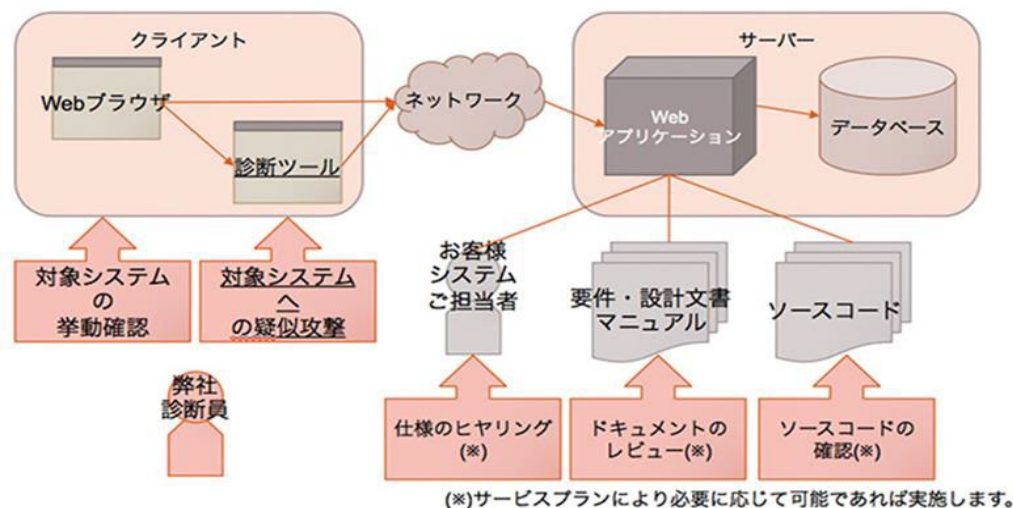
また、WEB アプリケーション脆弱性診断サービスでは、無料の診断サービス「脆弱性診断サービス・ZERO」を展開しており、指定された URL に対して脆弱性診断ツールにて診断を実施します。

さらに、「脆弱性診断サービス・ZERO」で危険性が発見された場合、診断のプロの目で WEB サイトを細かく見てほしいという顧客ニーズに対応するため、脆弱性診断の有料診断プランも提供しております。有料診断プランでは、脆弱性診断ツールと専門の診断員による手操作での確認を組み合わせ、きめ細かく、深く診断を実施し、CMS、EC、ソーシャル、ゲーム、Web サービス(API)など幅広く対応しております。

なお、当社は WEB アプリケーションのみならず、スマートフォンアプリケーションの脆弱性診断サービスも実施しております。

エコノミープラン	スタンダードプラン	エキスパートプラン	クイックプラン
はじめて診断を受診される方、大まかにリスクを把握されたい方向けのプランです。	セキュリティ対策を実施し、サイトの安全性を高めたい方向けのプランです。	システム開発サイクルまで踏み込んで、安全なWebサイトを実現させたい方向けのプランです。	検出された脆弱性を速やかに改修されたい方向けのプランです。

診断作業の実施イメージは以下のとおりであります。



(b)セキュリティ技術者支援

顧客ニーズに対応するスキルを有する技術者を選定した上で派遣しております。例えば、セキュリティベンダーに対してはセキュリティサービスにおける関連業務向けの技術者を、システムインテグレーション事業者に対しては開発・保守運用業務におけるセキュリティ関連業務向けの技術者を、エンドユーザーに対しては情報セキュリティセクションにおけるセキュリティ関連業務向けの技術者を派遣しております。

(c)セキュリティ教育研修

システム開発業者向けに情報セキュリティの基礎から、主な脆弱性の理解、セキュアコーディングを演習中心で教育するための「セキュアコーディング研修」と当社内のノウハウを活かした診断業務従事者を養成するための「脆弱性診断員養成研修」を実施しております。

⑤ ワンストップソリューションサービス

システム構築・運用に係るアウトソーシングサービスからコンサルティングサービスまで、ワンストップソリューションを提供しております。

(a)システム構築・アウトソーシング

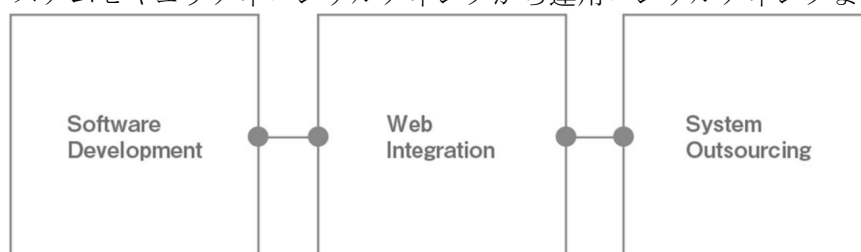
システムの要件定義から設計、構築、検証・テストまで一括して対応しております。

(b)システム運用・アウトソーシング

システム運用のアウトソーシングニーズに対応しております。リモート監視やハウジングのみの提供からシステム構築から運用までを一貫して受託するフルアウトソーシングまで、顧客のニーズにあった形でシステム運用のアウトソーシングを実現しております。

(c)システムコンサルティング

システムセキュリティコンサルティングから運用コンサルティングまで幅広く対応しております。

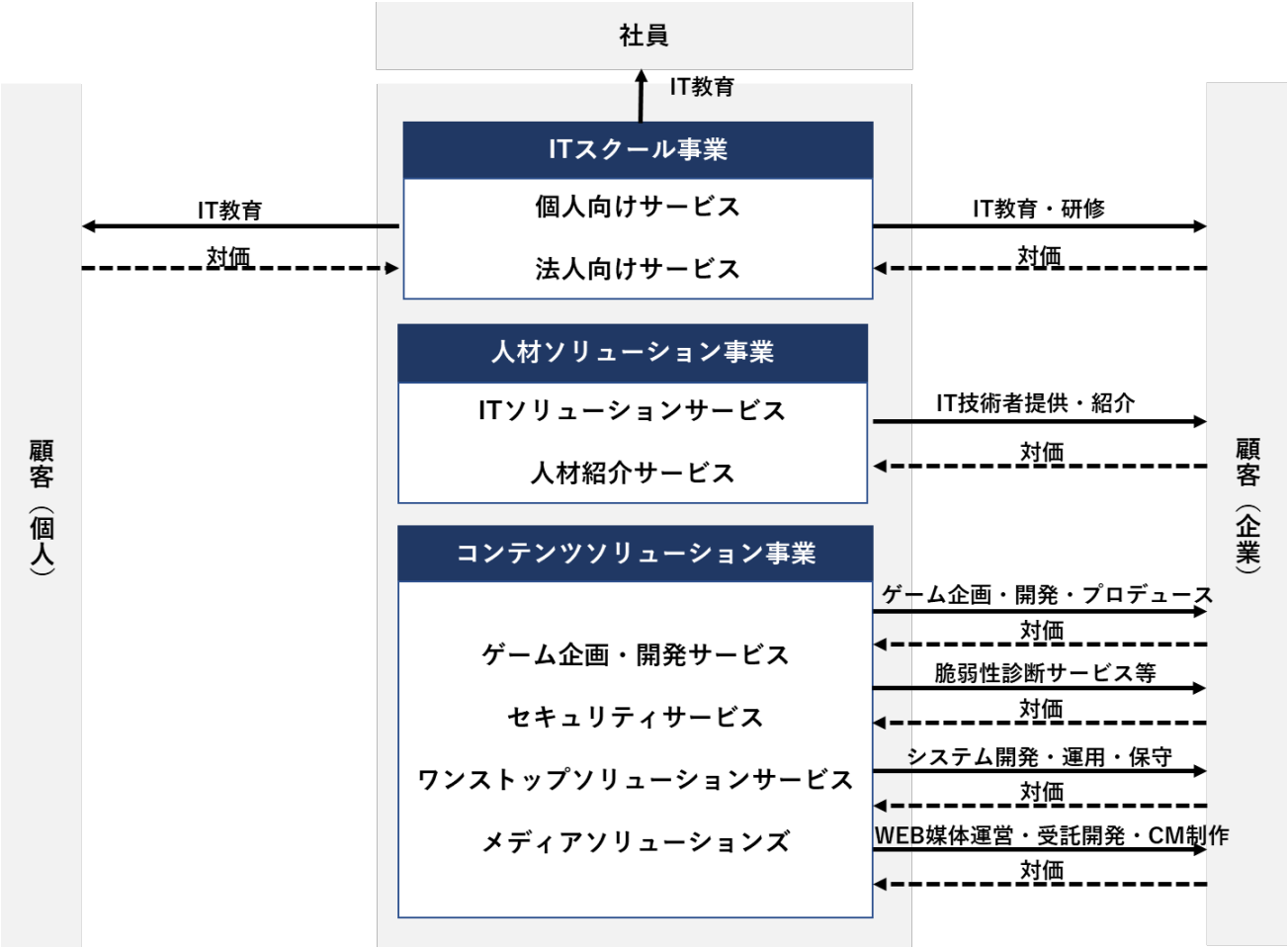


⑥ メディアソリューションズ

顧客（企業）からの要望や自社 Web サイトなどの WEB 媒体運営、受託開発、CM 作成を行っております。以下は自社 Web サイトの一覧となります。

サービスロゴ	サービス概要
	「転職求人@PRO 人」は、高度な IT スキルを有するスペシャリストの採用に特化した求人サイトとなります。大手・上場企業、ベンチャー企業など、IT・WEB・ゲーム業界を中心に優良企業 500 社以上から延べ 1,000 件以上の求人を掲載しており、IT 技術者、デザイナー、クリエイター、マーケター、営業など IT・WEB 業界の様々なスペシャリストの高い集客力を持つ求人サイトであります。
	現役の IT 技術者が執筆する、IT 系・WEB 系テクニカルブログサイトであります。月間で約 30 万 PV、ユニークユーザー数で約 10 万アカウントの利用があります。
	IT 技術者の育成に特化した定額制のオンライン学習サービスである「BOOKNS」を紹介するページであります。個人向けだけでなく、法人や学校等の教育機関からも活用されております。

当社の事業系統図は下記の通りであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,187	30.42	3.8	3,989

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、一部に足踏みがみられるものの、景気は緩やかな回復をしてきました。先行きについても、雇用・所得環境が緩やかに回復すると期待されています。一方、欧米における高い金利水準の維持や中国における不動産開発の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響が懸念されるなど、先行きが不透明な状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社の事業領域であるIT市場におきましては、企業におけるDX関連やAI関連の推進によるIT投資の増加により、IT人材に対する需要は継続して高い状況となっています。

(ITスクール事業)

ITスクール事業においては、リモート授業や新規講座開設により個人顧客が復調してきました。また、法人顧客はIT人材への需要の高まりと共に各社未経験者の採用需要が高まり、ITエンジニアの教育を当社のITスクールを利用いただくことで、年間を通じて法人案件の安定的に受注が増加したほか、専門学校や高等学校の講師派遣なども増加したことで、堅調に業績を伸ばすことができました。

(人材ソリューション事業)

人材ソリューション事業においては、景気が回復したことによる各社の採用が徐々に活発化したことで中途採用者の採用が計画通りに推移しないなどの厳しい状況でありましたが、営業人員増強、高付加価値技術者取得を目的とした中途採用の強化により、新規顧客の開拓や既存顧客への増員、単価の向上を図ることで、堅調な業績推移を達成することが出来ました。一方、IT人材不足による業界での人材取得競争は激化しております。当社でも離職防止策として、福利厚生の実施や一時金の追加支給といった人的投資を行いました。

(コンテンツソリューション事業)

コンテンツソリューション事業においては、セキュリティ関連では脆弱性診断の安定した受注のほか、開発案件の受注により大きく伸びました。また、慢性的なIT人材不足によるIT人材の育成需要に広く対応するため、ITエンジニア育成に特化した学習サービスとしてBOOKNS（ブックネス）をリリースしました。BOOKNSは、企業でのIT人材の育成やリカレント教育で活用をいただいております。

以上の結果、売上高は5,927,685千円（前期比11.4%増）、営業利益は206,104千円（同24.2%増）、経常利益218,658千円（同25.6%増）、当期純利益は153,295千円（同33.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ172,790千円増加し、930,245千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、228,983千円（前期は44,973千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益218,658千円に、賞与引当金の増加11,261千円、未払金の増加120,707千円による収入があった一方で売上債権の増加59,922千円、契約資産の増加38,534千円による支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、272,256千円（前期は49,358千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出231,126千円、無形固定資産の取得による支出41,383千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、216,064千円（前期は53,936千円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の純増加額370,000千円と配当金の支払150,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当社はコンテンツソリューション事業において受注実績が存在するものの、金額的重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前期比(%)
ITスクール事業	164,902	129.9
人材ソリューション事業	5,388,099	111.9
コンテンツソリューション事業	369,309	98.3
その他	5,373	94.8
合計	5,927,685	111.4

(注) 1. その他は事業に属さない印税収入等となっております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社が対処すべき課題は、以下の通りであります。

① 人材の確保・育成、働く環境の整備

当社の将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。当社では、新規人材の採用など優秀な人材の獲得に向けて今後も当社の認知度向上やブランディングの強化に取り組むとともに従業員に対する OJT、Off-JT などの研修による効果的な育成を推進していく方針であります。また、一人ひとりの社員が能力、個性を発揮しやすい環境を整備する為に、残業時間の低減や有給休暇の取得促進、リモートワークなどをはじめとした、仕事と育児・介護の両立支援や社員一人ひとりのキャリア形成支援をサポートする制度の整備・拡充といった、働く環境の整備に力を注いでまいります。

② 技術革新などへの対応

顧客企業において、従来のオンプレミス（注）の環境から災害などのリスク対策や保守、セキュリティ費用削減などの効果から様々な IT 資産がクラウド化されるとともに、AI や IoT といったデジタル技術の革新により、新たな事業やサービスを生み出し、それらを活用しようとする動きが活発化しております。このような市場変化に対応するべく、当社では、常に最新の市場動向を反映するように教育事業の新規カリキュラムを作成し、それらを顧客のみならず社員にも活用することで新たなサービスやソリューションに対応し、顧客への新たな価値提供を目指してまいります。

（注）オンプレミスとは、情報システムを利用するに当たり、自社管理下にある施設の構内に機器を設置・配備・運用する形態となります。

③ 業務プロセスの改善

当社が今後も業容拡大を図り、企業価値を継続的に高めていくためには、基幹業務のシステム化や標準化などによる業務の効率化が重要であると考えております。当社では社内規程やルールを適宜見直すことやワークフローの徹底を行うことにより業務の効率化を行ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は提供するサービスに関連して、個人情報や顧客の機密情報を取り扱っております。そのため、情報管理体制を継続的に強化することが重要であると考えております。

当社では一般財団法人日本情報経済社会推進協会運営のプライバシーマーク制度や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「JIS Q 27001：2014（4320305）」の認証取得や社内規程の整備等を行っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

⑤ コンプライアンスの遵守

当社は、事業運営に係る関連法令を遵守することは事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社では関連法令の改正を適時に把握し、社内に周知できるよう社内規程等の適宜見直しを行うほか、定期的な研修を実施することで法令等の遵守に努めております。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、当事業年度末現在の事項であり、将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

(1) 経済環境の変化について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業は、顧客企業のIT人材の需要動向の影響を受けます。当社の事業は、AI等による一部代替や効率化も想定されるものの、技術革新への継続的な対応が求められるため、需要減少のリスクは低いと考えております。また、IT人材獲得がより困難となることが予測される中、当社は社内で人材を育成することによりIT人材を創出できる企業として競合他社に比して優位性があると認識しております。しかしながら、経済環境が急激に悪化した場合には、顧客の需要が想定以上に減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競争力について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主力である人材ソリューション事業は、同種のビジネスを提供する国内企業等と競合が生じております。当社は、自社の教育事業のリソースを活用した人材育成により、専門性の高いIT技術者の育成コストを抑えながら人材を確保するとともに、顧客に対しては、教育、採用支援、派遣・紹介と包括的に人材支援サービスを提供することで、大手も含めた競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後、競合他社による新たな付加価値の提供等により当社の競争力が低下した場合には、価格競争や需要の減少等により当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保・育成について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成は重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用するとともに人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社が必要な人材を確保できない可能性、育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない可能性及び人材が外部に流出してしまう可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 自然災害等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

近年多発している台風・大雨による水害等、地震による家屋倒壊、津波、火災や感染症等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制・許認可について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、労働者派遣法及び職業安定法による法的規制を受けております。当社は、これらの法規制等を遵守した運営を行ってきており、今後も法令等の遵守を徹底する社内規程の整備及び社内教育を行ってまいります。今後、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約される事態が発生した場合、若しくは万が一法令等遵守体制が機能しない事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は事業活動に際して、厚生労働大臣より下記の許可を受けております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働省	13-ユ-304181	2027 年 7 月 31 日
一般労働者派遣事業	厚生労働省	派 13-305604	2027 年 6 月 30 日

当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、職業安定法に定める有料職業紹介事業者又は労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当若しくは法令に違反する事項が発生した場合、有料職業紹介事業者又は事業の停止や派遣事業主の許可の取り消しをされる可能性があります、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、事業運営にあたり、多くの個人情報を保有しております。これらの情報の管理につきましては、社内規程を整備し、プライバシーマークの認証を取得するとともに、従業員に対する個人情報の取り扱いに関する教育を行うなどの対策を行っております。また、セキュリティソリューションサービスにおいては、各種規程類やガイドラインを整備・運用し、JIS Q 27001:2014 の認証を取得し、情報セキュリティ管理に取り組んでいます。

しかしながら、これらの個人情報が外部に流出するような事態やコンピューターウイルスやサイバーテロ、過失等により、情報システムの中断等が生じた場合は、当社の社会的信用の低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 特定の経営者への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役藤正幸は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、当社の経営の重要な部分を依存しております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、取締役会等の重要な会議において役員及び執行役員の情報共有や内部管理体制の整備、人材の育成を行うなど体制の整備に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。

(8) 感染症の拡大について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：1年から2年、影響度：中)

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動は大きな影響を受けました。現時点では収束に向かっているように見受けられます。しかしながら、新たな変異株等による感染の拡大や終息するまでの期間が長期化した場合、経済活動の停滞や当社顧客企業の事業所が休業となるなどの状況が発生して、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討する方針であります。しかしながら、現在、当社は事業も成長段階にあることから、事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(10) 訴訟について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかし、当社が事業展開を図る上で、取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合や外部侵入等による機密情報の漏洩等、又は予期せぬトラブルが発生した場合、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、レピュテーションの悪化等を通じて当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：権利行使期間内、影響度：小)

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。新株予約権の権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は 421,567 株であり、発行済株式総数 3,000,000 株の 14.1%に相当しております。

(12) 支配株主との関係について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の支配株主である藤正幸は、当社の創業者であり代表取締役であります。藤正幸と自身の資産管理会社である株式会社藤ホールディングスを含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の 99.99%を所有しております。藤正幸及び株式会社藤ホールディングスは、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、当社の意思決定について影響を及ぼし得る立場にあることから、支配株主の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

(13) 担当 J-Adviser との契約解除に関する事項について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することが出来る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかったとき。但

し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること
及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合(当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生していません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、特に重要な見積りにつきましては、第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,736,889千円で、前事業年度末に比べ298,193千円増加しております。これは現金及び預金の増加172,791千円、売掛金の増加59,922千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は480,340千円で、前事業年度末に比べ254,806千円増加しております。これは土地の増加218,795千円、ソフトウェアの増加27,631千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,659,326千円で、前事業年度末に比べ553,693千円増加しております。これは短期借入金の増加370,000千円、未払法人税等の増加34,393千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は36,368千円で、前事業年度末に比べ3,989千円減少しております。これは長期借入金の減少3,936千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は521,535千円で、前事業年度末に比べ3,295千円増加しております。これは配当金の支払いによる利益剰余金の減少150,000千円、当期純利益による利益剰余金の増加153,295千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、273,390千円であり、その主なものは社宅建築用の土地の購入218,795千円であります。

2 【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社・秋葉原オフィス (東京都千代田区)	全社（共通）・IT スクール事業	事務所設備	22,828	1,858	10,115	—	34,802	1,161
新宿オフィス (東京都新宿区)	ITスクール事業	事務所設備	835	—	—	—	835	7
台東オフィス (東京都台東区)	コンテンツソリ ューション事業	事務所設備	—	—	177	—	177	19
社宅 (東京都中野区)	全社（共通）	厚生施設他	944	—	—	57,240 (138.72)	58,185	—
社宅 (東京都板橋区)	全社（共通）	厚生施設他	—	—	—	70,014 (220.10)	70,014	—
社宅 (東京都板橋区)	全社（共通）	厚生施設他	—	—	—	148,781 (256.74)	148,781	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 各事業所の建物は賃借物件であり、年間賃借料は40,064千円(本社・秋葉原オフィス22,855千円、新宿オフィス15,175千円、台東オフィス2,034千円)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

第 6 【経理の状況】 1 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 (重要な後発事象) (重要な設備投資) に記載のとおり、社宅の建設を行うことを取締役会にて決議しております。社宅の建設計画は、今後、修正される可能性があるため、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示することといたします。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	事業年度末現在発行数 (2024年12月31日)	公表日現在発行数 (2025年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式421,567株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2021年11月30日臨時株主総会決議、2021年11月30日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数(個)	274,533	274,533
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2,580	2,966
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,533 (注) 1	274,533 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年12月1日～2031年11月30日	2023年12月1日～2031年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、

合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 下記の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数に乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

- i 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり} \text{ 払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。
ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
ii 新株予約権者が、(注) 3. i、ii に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 付与対象者の退職により、本書公表日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 5 名、当社従業員 377 名となっております。

第2回新株予約権（2021年12月21日臨時株主総会決議、2021年12月20日取締役会決議）

当社は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

区分	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数(個)	150,000	150,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000 (注) 1	150,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年12月23日～2036年12月22日	2021年12月23日～2036年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ii 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8

号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 5. iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 3. に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注） 4. に準じて決定する。
- x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、第2回新株予約権を発行しております。当社の企業価値の増大を図るため当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員、業務委託契約先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021年12月21日開催の臨時株主総会に基づき、2021年12月22日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しております。本信託に基づき、藤正幸は受託者に資金を信託し、当社は2021年12月23日にコタエル信託株式会社に対して第2回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員等に対して、その功績に応じて、現在の役職員に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	藤 正幸
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日（信託契約開始日）	2021 年 12 月 22 日
信託の新株予約権数	150,000 個
信託期間満了日（交付基準日）	受益者指定権が行使された日
信託の目的	第 2 回新株予約権 150,000 個
受益者適格要件	受益者指定権者が受益者指定日に受益候補者の中から受益者として指定した者。なお、受益候補者は、発行会社及びその子会社・関連会社における、取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先（但し、いかなる場合にも、①委託者が個人の場合、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合を含まない、②委託者が法人の場合、委託者並びに委託者の実質的支配者及びその親族を含まない、③委託者が個人または法人のいずれの場合にも発行会社含まない）並びに、時価発行新株予約権契約の定めに基づき新たに設定された他の時価発行新株予約権信託における受託者としてのコタエル信託株式会社

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2021年11月17日 (注)	2,999,700	3,000,000	—	30,000	—	—

(注) 2021年10月21日開催の取締役会決議により、2021年11月17日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。

- (6) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単 元 未 満 株 式 の 状 況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	その他 の 法 人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	10, 101	－	－	19, 899	30, 000	－
所有株式数 の割合 （％）	－	－	－	33. 67	－	－	66. 33	100	－

(7) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
藤 正幸	東京都文京区	1,989,900	66.33
株式会社藤ホールディングス	東京都文京区小石川一丁目14番3	1,010,000	33.67
シーアールエス株式会社	東京都新宿区新宿1-14-5 新宿KMビル3F	100	0.00
計	—	3,000,000	100.00

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,000,000	30,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員561名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年12月21日
付与対象者の区分及び人数	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。積極的な事業展開と経営基盤の強化を図ることにより、継続的に成長し、株主の皆様及びお客様をはじめとしたステークホルダーの期待に応えながら、安定的かつ継続的な配当を実施する方針であり、内部留保の使途につきましては、今後の事業展開に備えて、設備投資等に充当していくこととしております。

剰余金の配当を行う場合、期末配当において年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款において定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第21期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり55円（うち上場記念配当20円）としております。なお、基準日が第21期事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2025年3月28日 定時株主総会決議	165,000	55

4【株価の推移】

（1）【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
最高(円)	—	—	680
最低(円)	—	—	680

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2．当社は、2024年12月19日付けで東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますので、第18期及び第19期については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	680
最低(円)	—	—	—	—	—	680

（注）1．最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2．当社株式は、2024年12月19日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	—	藤 正幸	1977年 5月2日	1996年9月 1998年10月 2001年1月 2003年6月 2004年6月 2007年6月 2008年8月	株式会社G&L 入社 株式会社NBA 入社 株式会社ネットワークサービスアンドテクノロジーズ（現ネットワンシステムズ株式会社）派遣社員 個人事業主として開業 当社創業 代表取締役（現任） シーアールエス株式会社取締役 株式会社アゲハグラフ（現株式会社ユイノテ）取締役	（注） 3	（注） 5	2,999,900 （注）6
取締役	第一営業部長	榎本 敏行	1964年 1月28日	1982年4月 1983年4月 1988年4月 1994年10月 2008年9月 2008年9月 2019年12月	大東電業株式会社 入社 スバルコンピュータ株式会社 入社 日本通信協力株式会社 入社 株式会社NTCテクノロジー 入社 当社入社 当社総務部長兼営業部部長 当社取締役第一営業部長（現任）	（注） 3	（注） 5	—
取締役	人材メディア部長	棚邊 努	1982年 5月14日	2005年12月 2009年1月 2019年12月	株式会社CREレジデンシャル 入社 当社入社 当社取締役人材メディア部長（現任）	（注） 3	（注） 5	—
取締役	第二営業部長	河内 潤	1967年 2月10日	1990年4月 1991年7月 1992年1月 2000年4月 2001年7月 2010年10月 2011年11月 2011年11月 2019年12月	三和建物株式会社 入社 日本広販株式会社 入社 旭硝子アメニテック株式会社（現 AGCアメニテック株式会社）入社 アルファ情報株式会社 入社 ひばりネットシステム株式会社 入社 株式会社クライム 入社 当社入社 当社営業部部長 当社取締役第二営業部長（現任）	（注） 3	（注） 5	—

取締役	総務・ 財 務 部長	藤井 聖士	1968年 9月11日	1991年4月 株式会社大塚商会 入社 1991年4月 株式会社オーエスケイ（現 株式会社OSK）出向 1999年3月 プライスウォーターハウス 株式会社（現 日本アイ・ビ ー・エム株式会社）入社 2008年2月 株式会社スクウェア・エニッ クス 入社 2008年2月 株式会社SGラボ 出向 2011年4月 株式会社スクウェア・エニッ クス オンライン事業部部長同 社執行役員兼株式会社スクウ ェア・エニックスモバイルスタ ジオ代表 2014年4月 株式会社スクウェア・エニッ クス・ホールディングス 事業開 発部部長 2017年4月 同社執行役員 2019年5月 当社 入社 2019年12月 当社 取締役財務部長 2020年11月 当社 取締役総務・財務部長 （現任）	(注) 3	(注) 5	-
取締役	-	杉山 貴彦	1976年 11月15日	2000年6月 株式会社コスモス 派遣社 員 2001年1月 マンパワージャパン株式会 社 派遣社員 2004年1月 株式会社インテリジェンス （現 パーソルキャリア） 派遣社員 2006年3月 当社 入社 2021年4月 当社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 5	-
取締役	-	杉山 直	1949年 11月6日	1975年4月 株式会社大林組 入社 1998年7月 株式会社マルチビルダー 出向 副社長 2000年2月 株式会社大林組 建築事業本 部本部長室 部長 2002年4月 同社 IT戦略企画室 室長 2005年6月 同社 東京建築事業部 統括 部長 2007年4月 同社 執行役員 横浜支店長 2008年4月 同社 常務執行役員 東京建 築事業部副事業部長 2010年4月 同社 取締役専務執行役員 東京本店長兼東京本店建築 事業部長 2014年4月 同社 取締役専務執行役員 建築本部長兼東京本店長 2015年4月 同社 代表取締役副社長 執 行役員 建築本部長	(注) 3	(注) 5	-

				2017年 6 月 2018年 6 月 2022年 6 月 2022年10月	同社 特別顧問 同社 顧問 同社 退社 当社 取締役（現在）			
取締役	—	岡本 哲郎	1950年 8 月 2 日	1973年 4 月 2002年 6 月 2004年 6 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2008年 6 月 2013年 4 月 2015年 5 月 2018年 4 月 2018年 6 月 2023年 1 月 2023年 3 月	三菱倉庫株式会社 入社 同社 横浜支店長 同社 東京支店長 同社 取締役常務役員補佐 同社 常務取締役 同社 代表取締役社長 同社 取締役会長 一般社団法人日本通関業連 合会 理事 就任（現任） 三菱倉庫株式会社 取締役 相談役 同社相談役 就任 当社 取締役（現任） 株式会社湘南カントリーク ラブ 取締役（現任）	(注) 3	(注) 5	—
常勤 監査役	—	柳瀬 俊一	1952年 7 月 28 日	1977年 4 月 1981年 9 月 1986年 2 月 1991年12月 1998年 8 月 2016年 2 月 2016年10月 2017年 2 月 2019年12月	川崎重工業株式会社 入社 株式会社ノエビア 入社 日本デジタルイクイップ メント株式会社（現 株式会 社日本HP）入社 キャダムシステム（現 日本 アイ・ビー・エム・サービス 株式会社）株式会社 入社 ネットワンシステムズ株式 会社 入社 BIP株式会社 入社 野村不動産パートナーズ株 式会社 入社 当社 入社 人事部長 当社 監査役（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	平田 尚士	1952年 9 月 13 日	1977年 4 月 1984年 4 月 1990年 4 月 1993年 4 月 1994年10月 1998年 4 月 2000年 4 月	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社） 入社 同社江東支社亀戸営業所所 長 同社サンフランシスコ駐在 事務所長 同社首都圏業務部 法人開 拓グループリーダー 同社府中支社国分寺営業所 長 明治生命保険代理社 出向 マーケティング部長 同社営業企画部主席スタッ フ	(注) 4	(注) 5	—

				2004年 4 月	同社滋賀支社代理店営業部長			
				2006年 4 月	同社総合代理店業務部主席スタッフ			
				2012年 9 月	同社 嘱託契約			
				2018年 1 月	株式会社筑波銀行営業推進部 派遣社員			
				2022年 2 月	当社社外監査役 就任（現任）			
計								2,999,900

- (注) 1. 取締役 杉山直及び岡本哲郎は社外取締役であります。
2. 監査役 平田尚士は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024 年 8 月 21 日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2024 年 8 月 21 日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024 年 12 月期における役員報酬の総額は 118,587 千円を支給しております。
6. 代表取締役藤正幸の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社藤ホールディングスが所有する株式数を含めて記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

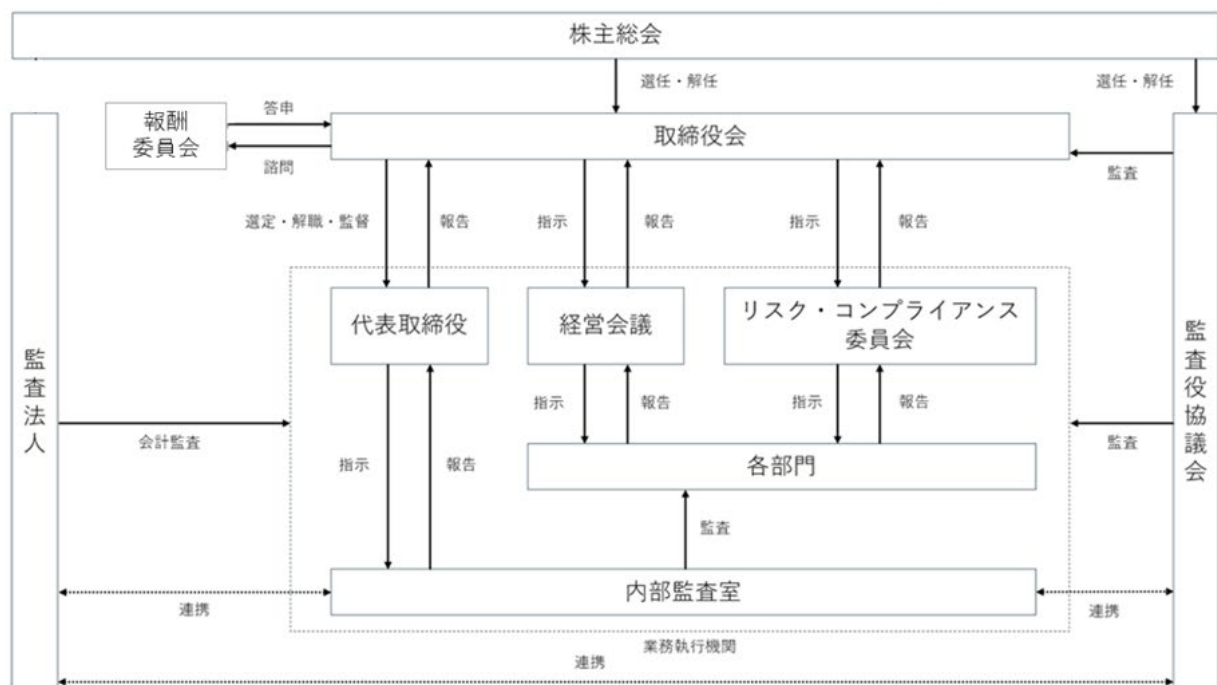
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存であります。

なお、当社の主要株主である藤正幸の持株比率は、藤正幸が所有する資産管理会社の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当社は支配株主及び支配株主が所有する資産管理会社との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示すると、次のとおりであります。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役協議会を設置しております。

当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している常勤取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項及び「取締役会規程」に基づき、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督しております。

b. 監査役協議会

当社の監査役協議会は、監査役2名（うち社外監査役1名）で構成されております。法令、定款及び「監査役監査規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、

監査役は当社の取締役会にも出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般及び取締役の業務執行に関して適正な監視を行っております。

また、監査法人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性の継続的向上を図っております。

c. 会計監査

当社は、監査法人 A&A パートナーズと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けるとともに、会計上の課題について適時協議の上、適正な会計処理に努めております。なお、2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は木間久幸氏、永利浩史氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 3 名、その他 10 名であります。同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

当社は、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査室長 1 名を配置しております。「内部監査規程」及び内部監査計画に従い、独立した観点から内部監査を実施しております。内部監査指摘事項は代表取締役及び主管部門の責任者へ報告するとともに、重要事項については取締役会に報告しております。報告の結果、改善の必要がある場合には被監査部門に対して改善指示を行い、業務の適正な運営及び能率の増進や内部統制強化を図っております。

e. 経営会議

当社の経営会議は、原則として常勤取締役及び執行役員又は、部長・室長をもって構成され、必要に応じて、非常勤取締役及び監査役も出席しております。毎月 1 回以上開催するものとし、「経営会議規程」に定められた運営方法に従って、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告（財務報告・営業報告）、及び取締役会決議事項等について審議・協議を行っております。

f. リスク・コンプライアンス管理委員会

当社のリスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役を委員長として、取締役、監査役、経営企画室長、内部監査室長、人事部執行役員により構成され、原則として四半期に一度開催しております。同委員会は、「リスク管理規程」の定めに基づき運営され、法令、定款及び当社の定める規程等リスク管理に関するルールについて協議を行っております。また、各部門よりリスク管理に関する報告を受ける体制としており、認識されたリスクについては発生要因の識別、評価及び対応措置を検討し、重大なリスクに繋がると判断された場合は取締役会に報告しております。多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

g. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、社外取締役を委員長として、社外監査役、常勤監査役及び代表取締役により構成され、原則として年に一度開催しております。同委員会は、取締役会の委任を受け、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員報酬制度に関する審議を行うことにより、経営の透明性の確保に資することを目的とし、「報酬委員会規程」の定めに基づき運営され、取締役の報酬等の方針の策定及び取締役個人が受ける報酬等の内容の決定を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、上述のとおり、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「ビジョン」、「経営理念」、「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

ロ. 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関

し報告を受ける。

ハ．総務部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス実施責任者と連携の上、コンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

ニ．役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

また、内部監査では必要に応じて監査役、監査法人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率の検証を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、株主総会議事録、監査役協議会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「情報文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．情報文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

ハ．「情報文書管理規程」等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。

(c) 損失の危険の管理に関する規程

イ．当社は、代表取締役又はその指名する者がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

ロ．当社は、リスク・コンプライアンス管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理の進捗状況をフォローアップする。リスク・コンプライアンス管理委員会は、重要なリスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰ぐ。

ハ．不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ．取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。

ハ．「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

(e) 当社における業務の適正を確保するための体制

イ．当社の「ビジョン」、「経営理念」を共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

ロ．毎期、中期経営計画を策定、ローリングを実施し、経営目標を明確化する。

ハ．毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。

ニ．内部監査による業務監査により内部統制の有効性について監査し、その結果を代表取締役並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。

ロ．当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし

て、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取り扱いをうけないことを確保するための体制

イ．監査役は、会社の重要な意思決定の過程、職務遂行の状況等を把握するため、取締役会をはじめとするすべての会議、委員会等に出席することができる。

ロ．取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- (i) 重要な機関決定事項
- (ii) 経営における重要事項
- (iii) 会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
- (iv) 重要な法令、定款違反
- (v) 不正行為
- (vi) その他重要事項

ハ．監査役に報告、相談を行った取締役、使用人に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人に周知徹底する。

(h) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するため予算措置を図り、監査役の職務執行にかかる経費等の支払いを行う。

ロ．当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ロ．監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席することにより重要な報告を受ける体制とする。

ハ．監査役は、管理各部門に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとする。

ニ．管理各部門は監査役による効率的な監査に協力する。

ホ．監査役は、定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。

ヘ．会社は、監査役が立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないこと。

(ii) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

ロ．反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(i) 反社会的勢力に対する基本方針を「反社会的勢力対応規程」に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努める。

(ii) 総務部を統括部門として、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合への解決を図る体制を整える。

(iii) 取引先等について、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

- (iv) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- (v) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室（担当者1名）が主管部署として業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善指示書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務の品質安全等あらゆる事業運営上のリスクに加え、災害・事故に適切に対処できるよう「リスク管理規程」を制定施行し、リスク・コンプライアンス管理委員会において、リスク対応計画やその実施状況などを含めてリスクマネジメント活動全般を管理しております。各部門の担当者は、日常の業務を通じて管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には、速やかに委員会に報告することとなっております。また、内部監査室は内部監査業務を通じ、各部門におけるリスクの識別、評価及び対策等の状況、並びにコンプライアンス推進体制が適切に構築・維持されているかどうか監査を行い、その結果を代表取締役へ報告しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名を選任しており、取締役である杉山直氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。また、取締役である岡本哲郎氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役は1名選任しており、監査役平田尚士氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	102,606	102,606	—	—	6
監査役（社外監査役を除く）	5,980	5,980	—	—	1
社外役員	10,000	10,000	—	—	3
計	118,587	118,587	—	—	10

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月19日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2021年3月19日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

2. 取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、2022年2月21日開催の取締役会決議に基づき、任意の「報酬委員会」にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、全社業績評価及び個人評価を行った上で、各取締役の固定報酬額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役及び社外監査役で構成するものとしております。なお、報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

イ 構成員の氏名、地位及び担当

委員長 杉山 直（社外取締役）、委員 岡本 哲郎（社外取締役）、委員 平田 尚士（社外監査役）、委員 柳瀬 俊一（常勤監査役）、委員 藤 正幸（代表取締役）

3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- ⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

- ⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は、15名以下、監査役は10名以下とする旨を定款で定めております。

- ⑩ 取締役の選任決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

- ⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

- ⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としています。

- ⑬ 中間配当に関する事項

当社は、取締役会において毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

- ⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮すること等を目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が規定する額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

- ⑮ 株式の保有状況
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	23,805	—

- ② 【その他重要な報酬の内容】
該当事項はありません。

- ③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
該当事項はありません

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	762,455	935,246
売掛金	616,847	676,770
契約資産	7,157	45,692
貯蔵品	4,168	3,737
前渡金	241	2,788
前払費用	28,709	57,326
その他	19,306	15,474
貸倒引当金	△190	△147
流動資産合計	1,438,696	1,736,889
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 42,566	※1 45,066
機械及び装置	7,581	7,581
工具、器具及び備品	16,555	22,189
土地	※1 57,240	※1 276,036
減価償却累計額	△30,077	△36,385
有形固定資産合計	93,866	314,488
無形固定資産		
ソフトウェア	41,457	69,089
商標権	-	880
無形固定資産合計	41,457	69,969
投資その他の資産		
出資金	100	100
破産更生債権等	32,500	32,500
長期前払費用	394	908
繰延税金資産	69,993	75,510
その他	19,721	19,364
貸倒引当金	△32,500	△32,500
投資その他の資産合計	90,209	95,882
固定資産合計	225,533	480,340
資産合計	1,664,229	2,217,229

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,462	16,582
短期借入金	※2 300,000	※2 670,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,936	※1 3,936
未払金	461,172	581,879
未払費用	21,668	23,727
未払法人税等	8,765	43,159
未払消費税等	127,254	135,166
返金負債	8	7
前受金	11,950	14,684
預り金	20,679	23,186
賞与引当金	135,736	146,997
流動負債合計	1,105,632	1,659,326
固定負債		
長期借入金	※1 40,304	※1 36,368
その他	53	-
固定負債合計	40,357	36,368
負債合計	1,145,989	1,695,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	5,600	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	482,460	483,855
利益剰余金合計	488,060	491,355
株主資本合計	518,060	521,355
新株予約権	180	180
純資産合計	518,240	521,535
負債純資産合計	1,664,229	2,217,229

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※ 1 5,323,240	※ 1 5,927,685
売上原価	4,382,270	4,797,832
売上総利益	940,970	1,129,852
販売費及び一般管理費	※ 2 775,036	※ 2 923,748
営業利益	165,933	206,104
営業外収益		
受取利息	22	71
受取配当金	3	3
受取家賃	1,573	1,959
助成金収入	1,350	6,314
ポイント還元収入	4,806	8,628
貸倒引当金戻入益	1	-
その他	3,647	77
営業外収益合計	11,404	17,054
営業外費用		
支払利息	2,549	3,714
受取家賃原価	756	530
貸倒引当金繰入額	-	0
為替差損	-	254
営業外費用合計	3,305	4,499
経常利益	174,032	218,658
税引前当期純利益	174,032	218,658
法人税、住民税及び事業税	55,422	70,879
法人税等調整額	3,820	△5,516
法人税等合計	59,243	65,363
当期純利益	114,788	153,295

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(製品売上原価)					
期首製品棚卸高		-		-	
当期製品製造原価		377,512		354,897	
小計		377,512		354,897	
期末製品棚卸高		-		-	
製品売上原価		377,512		354,897	
(役務売上原価)					
I 労務費		3,819,528	95.4	4,187,276	94.2
II 外注費		41,233	1.0	78,019	1.8
III 経費	※	143,995	3.6	177,637	4.0
役務売上原価		4,004,757	100.0	4,442,934	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
採用費 (千円)	88,455	116,771
支払手数料 (千円)	27,658	24,905

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	308,826	73.5	323,013	82.1
II 外注費		67,618	16.1	28,552	7.3
III 経費	※3	43,794	10.4	41,576	10.6
当期総製造費用		420,239	100.0	393,142	100.0
仕掛品期首棚卸高		-		-	
合計		420,239		393,142	
仕掛品期末棚卸高		-		-	
他勘定振替高	※4	42,726		38,244	
当期製品製造原価		377,512		354,897	

(注) ※1. 原価計算の方法はプロジェクト別の個別原価計算によっております。

※2. 労務費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給与及び賞与 (千円)	241,149	251,725
賞与引当金繰入額 (千円)	19,746	22,266
法定福利費 (千円)	44,582	47,500

※3. 経費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
地代家賃 (千円)	5,805	5,993
消耗品費 (千円)	2,473	1,713
旅費交通費 (千円)	2,031	11,206
支払手数料 (千円)	9,265	3,649

※4. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
ソフトウェア (千円)	42,726	38,244

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	30,000	5,600	367,671	373,271	403,271	180	403,451
当期変動額							
剰余金の配当							
利益準備金の積立							
当期純利益			114,788	114,788	114,788	—	114,788
当期変動額合計	—	—	114,788	114,788	114,788	—	114,788
当期末残高	30,000	5,600	482,460	488,060	518,060	180	518,240

当事業年度(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	30,000	5,600	482,460	488,060	518,060	180	518,240
当期変動額							
剰余金の配当			△150,000	△150,000	△150,000		△150,000
利益準備金の積立		1,900	△1,900	—	—		—
当期純利益			153,295	153,295	153,295		153,295
当期変動額合計	—	1,900	1,395	3,295	3,295	—	3,295
当期末残高	30,000	7,500	483,855	491,355	521,355	180	521,535

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	174,032	218,658
減価償却費	12,614	24,257
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	31,514	△43
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,910	11,261
受取利息及び受取配当金	△25	△74
支払利息	2,549	3,714
助成金収入	△1,350	△6,314
売上債権の増減額 (△は増加)	△23,684	△59,922
契約資産の増減額 (△は増加)	△2,198	△38,534
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,281	430
立替金の増減額 (△は増加)	△12,747	2,152
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△32,500	-
買掛金の増減額 (△は減少)	△2,482	2,119
未払金の増減額 (△は減少)	58,438	120,707
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△40,478	7,911
その他	△3,690	△23,339
小計	165,618	262,985
利息及び配当金の受取額	25	74
利息の支払額	△2,520	△3,904
助成金の受取額	1,350	6,314
法人税等の支払額	△119,499	△36,486
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,973	228,983
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,001	△5,001
定期預金の払戻による収入	5,000	5,001
有形固定資産の取得による支出	△5,552	△231,126
無形固定資産の取得による支出	△44,226	△41,383
その他	421	253
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,358	△272,256
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000	370,000
長期借入金の返済による支出	△3,936	△3,936
配当金の支払額	-	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△53,936	216,064
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△58,320	172,790
現金及び現金同等物の期首残高	815,775	757,454
現金及び現金同等物の期末残高	※ 757,454	※ 930,245

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～15 年
建物附属設備	8～15 年
機械及び装置	5～10 年
工具、器具及び備品	4～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、ほとんどの事業において、履行義務を充足した後の通常の支払い期限は概ね3ヵ月以内であり、取引の対価を1年以内に受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。事業別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① IT スクール事業

IT 分野の資格取得のための講座や法人研修を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。講座カリキュラムの消化や研修提供期間にわたり履行義務が充足されます。そのため、当該提供期間で収益を認識しております。

② 人材ソリューション事業

IT 分野に特化した技術者派遣や主に技術者の人材紹介を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。IT ソリューションは、SES・請負・人材派遣の契約期間にわたり履行義務が充足し、人材紹介は、顧客が採用を決定し実際に入社した時点で充足されます。ただし、人材紹介契約に返金義務がある場合は、過去の返金実績より返金額を見積って返金負債とし、取引価額からその金額を控除して収益を認識しております。

③ コンテンツソリューション事業

システム開発・運用、ゲーム企画・制作、Web サイトや情報システムなどの脆弱性診断、Web サイト媒体運営や CM 作成などを提供しております。当該サービスについて、契約期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは、主に見積総原価に対する実際発生原価の割合で算出しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
繰延税金資産	69,993	75,510

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額、並びに将来減算一時差異等のスケジューリングに基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）」に定める企業分類に従って、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異等のスケジューリングに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. コンテンツソリューション事業の収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
当事業年度末における 進捗度に応じた売上高	7,157	45,692

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

コンテンツソリューション事業のうち、当事業年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、進捗度につきましては、当該案件の見積総原価に対する実際発生原価の割合により算出しております。

進捗度算出の前提となる原価総額の見積りについては、契約内容等に基づき算定しておりますが、作業開始後も作業内容や原価総額を適宜見直しているため、案件受注後に顕在化した事象等により見積総原価の変更が生じる可能性があります。また、原価総額の見積りに変動が生じた場合、収益認識の基礎となる進捗度算出に影響を及ぼす可能性があり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物	1,183千円	944千円
土地	57,240	57,240
計	58,424	58,185

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	3,936千円	3,936千円
長期借入金	40,304	36,368
計	44,240	40,304

※2 当座貸越契約

当社は、資金調達の安定性を高めるため、取引銀行5行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	550,000千円	870,000千円
借入実行残高	300,000	670,000
計	250,000	200,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 35.0%、当事業年度 30.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 65.0%、当事業年度 69.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	142,898千円	118,587千円
給料手当	252,309	289,340
減価償却費	8,221	19,530
支払報酬	57,160	77,055
貸倒引当金繰入額	31,516	△43
賞与引当金繰入額	27,538	92,210

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	180
合計		—	—	—	—	—	180

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	150,000	利益剰余金	50	2023年12月31日	2024年3月30日

（注）1株当たり配当額50円は20周年記念配当であります。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	180
合計		—	—	—	—	—	180

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	150,000	50	2023年12月31日	2024年3月30日

(注) 1株当たり配当額 50 円は 20 周年記念配当であります。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	165,000	利益剰余金	55	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 1株当たり配当額には、上場記念配当 20 円を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	762,455千円	935,246千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,001	△5,001
現金及び現金同等物	757,454	930,245

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。
資金調達については、必要な資金は銀行借入による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。
出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。
買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等はすべてが1年以内の支払期日であります。
借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については「与信管理規程」に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。

出資金は、定期的に出資先企業の財務状況等を把握し、出資先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを継続的に行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（返済期日に返済できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
破産更生債権等	32,500		
貸倒引当金 (※3)	△32,500		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金(※4) (1年以内に返済予定のものを含む)	44,240	44,240	—
負債計	44,240	44,240	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含めておりません。なお「出資金」については金額的に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金の時価については、当該借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
破産更生債権等	32,500		
貸倒引当金 (※3)	△32,500		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金(※4) (1年以内に返済予定のものを含む)	40,304	40,304	—
負債計	40,304	40,304	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含めておりません。なお「出資金」については金額的に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金の時価については、当該借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	762,455	—	—	—
売掛金	649,347	—	—	—
契約資産	7,157	—	—	—
合計	1,418,959	—	—	—

※破産更生債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

当事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	935,246	—	—	—
売掛金	676,770	—	—	—
契約資産	45,692	—	—	—
合計	1,657,708	—	—	—

※破産更生債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	24,560

当事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	20,624

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	44,240	—	44,240
負債計	—	44,240	—	44,240

当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	40,304	—	40,304
負債計	—	40,304	—	40,304

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル 3 の時価に分類しております。

長期借入金 (1 年内返済予定含む)

長期借入金の時価は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 10,759 千円であります。

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 11,609 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名 当社従業員 561 名	当社新株予約権の受託者 1 社
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 296,826 株	普通株式 150,000 株
付与日	2022 年 1 月 11 日	2021 年 12 月 23 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023 年 12 月 1 日 至 2031 年 11 月 30 日	自 2021 年 12 月 23 日 至 2036 年 12 月 22 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024 年 12 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	288,457	—
付与	—	—
失効	16,504	—
権利確定	—	—
未確定残	271,953	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	150,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	150,000

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であることから、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法によっており、当社株式の評価額は、純資産方式により算出した金額を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

265,830千円

②当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	46,951千円	50,846千円
未払事業税	921	3,420
貸倒引当金	9,921	9,761
未払費用	7,495	8,285
ソフトウェア	11,070	9,914
資産除去債務	1,614	1,657
その他	3,556	3,044
繰延税金資産小計	81,529	86,928
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,535	△11,418
評価性引当額小計	△11,535	△11,418
繰延税金資産合計	69,993	75,510

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	—%	34.6%
(調整)		
住民税均等割等	—	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.2
軽減税率適用による影響	—	△0.4
所得拡大促進税制特別控除	—	△4.6
評価性引当額の増減	—	0.1
その他	—	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.9

(注) 1 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかわる債務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金及び差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
IT スクール		
個人向けサービス	21,834	19,935
法人向けサービス	105,086	144,967
人材ソリューション		
IT ソリューションサービス	4,782,629	5,361,701
人材紹介サービス	32,507	26,398
コンテンツソリューション		
ゲーム企画・開発サービス	111,020	135,191
セキュリティサービス	135,321	135,108
ワンストップソリューションサービス	55,407	45,172
メディアソリューションズ	73,764	53,834
その他	5,668	5,373
顧客との契約から生じる収益	5,323,240	5,927,685
外部顧客への売上高	5,323,240	5,927,685

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)

5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	593,163	649,347
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	649,347	709,270
契約資産 (期首残高)	4,958	7,157
契約資産 (期末残高)	7,157	45,692
契約負債 (前受金) (期首残高)	11,550	11,950
契約負債 (前受金) (期末残高)	11,950	14,684

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

当社は、人材ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

当社は、人材ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している以外の有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している以外の有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	藤 正幸	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 66.3	債務被保証	当社銀行借入に対 する債務被保証 (注)	150,000	—	—

(注) 取引金額には、被保証債務の年度末残高を記載しております。なお当社は保証料を支払っておりません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	172円69銭	173円79銭
1株当たり当期純利益金額	38円26銭	51円10銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	45円18銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	114,788	153,295
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	114,788	153,295
期中平均株式数(株)	3,000,000	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	518,240	521,535
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	180	180
(うち新株予約権(千円))	(180)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	518,060	521,355
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	3,000,000	3,000,000

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社は、2025 年 3 月 4 日開催の取締役会において、固定資産の取得（社宅 2 棟の建設）を決議し、2025 年 5 月に着工予定であります。

(1) 設備投資の目的

社宅の取得をすすめることで、従業員の満足度を高め、採用力強化を実現し、人材競争の中での優位性を確保、継続的な成長につながることを目的としております。

(2) 設備投資の内容

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ① 所在地 | 東京都板橋区高島平 |
| ② 取得資産の種類 | 建物（居住用社宅 A 棟・B 棟） |
| ③ 施工床面積 | 合計 672.78 m ² （予定） |
| ④ 建設開始年月 | 2025 年 5 月（予定） |
| ⑤ 建物引渡年月 | 2026 年 3 月（予定） |
| ⑥ 取得価額 | 280,000 千円（予定） |

(3) 取得資金

当該社宅建築用地については、2024 年 10 月に取得済みであります。また、社宅建設投資資金については 2024 年 11 月に銀行借入により資金調達することを決議済みであります。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	42,566	2,500	－	45,066	18,766	2,790	26,300
機械及び装置	7,581	－	－	7,581	5,722	592	1,858
工具、器具及び備品	16,555	9,831	4,197	22,189	11,896	7,121	10,293
土地	57,240	218,795	－	276,036	－	－	276,036
有形固定資産計	123,943	231,126	4,197	350,873	36,385	10,504	314,488
無形固定資産							
ソフトウェア	45,766	41,383	－	87,150	18,061	13,752	69,089
商標権	－	880	－	880	－	－	880
無形固定資産計	45,766	42,263	－	88,030	18,061	13,752	69,969

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(資産の種類)	(内容)	(金額)
建物	事務所改装	2,500千円
工具、器具及び備品	什器等の購入	9,831千円
土地	社宅建設土地の購入	218,795千円
ソフトウェア	社内開発の労務費	38,244千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	670,000	1.07	－
1年以内に返済予定の長期借入金	3,936	3,936	1.06	－
1年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	40,304	36,368	1.06	2026年～2035年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	344,240	710,304	－	－

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	32,690	32,647	—	32,690	32,647
賞与引当金	135,736	146,997	135,736	—	146,997

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	229
預金	
普通預金	929,275
定期積金	740
定期預金	5,001
小計	935,017
合計	935,246

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社 ID データセンターマネジメント	32,923
株式会社 NTC テクノロジー	30,296
キーウェアサービス株式会社	26,599
株式会社 NTT データ SMS	24,119
CTC システムマネジメント株式会社	23,886
その他	538,945
合計	676,770

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
616,847	6,715,193	6,655,271	676,770	90.8	35.2

ハ．貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
バウチャーチケット	3,655
切手・印紙等	53
商品券等	29
合計	3,737

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ギークリー	1,799
株式会社 GAP	1,474
株式会社 ONE	1,472
株式会社 ORINEXT	1,265
合同会社 mado	1,210
その他	9,361
合計	16,582

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
給与	296,661
健康・介護・厚生年金保険料	209,633
労働基準監督署	11,852
株式会社フリー	10,000
宝印刷株式会社	6,297
その他	47,434
合計	581,879

ハ. 未払消費税等

相手先	金額（千円）
消費税及び地方消費税	135,166

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から同年12月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6 月30日 12月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 https://sie.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月27日

株式会社 エスアイイー
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスアイイーの2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスアイイーの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。